

## 『和歌職原捷徑』 翻字稿

今西, 祐一郎  
九州大学教授

<https://doi.org/10.15017/10333>

---

出版情報 : 文獻探究. 45, pp.91-124, 2007-03-30. 文獻探究の会  
バージョン :  
権利関係 :

# 『和歌職原捷徑』翻字稿

## 和歌職原捷徑序

まだよひの間の月まち出るおりふし、むぐらのかどに音するを、た  
そとへば、ひごろわがおしへに従るおのこ、大江資衡なりけらし。  
やをらいたじきのすかごもなふゆづりて、何くれと物かたらふま  
に、袖より出せる一まきは和歌職原なり。むかし菊亭晴季のきみの  
撰述にして、源親房のきみの職原抄をやはらげし書也。いまわれに、  
これが序せよといふ。とりてみれば、資衡、此書に俗解をくはへ、  
よむ人をしてやすくしらしめむとなり。その心さしのめでたさをよ  
みし、もがみ河のいなふね、いなともいはで、はゞかりの関のはゞ  
かりをかへりみすして、いやしき詞をいさゝかかいつけぬるものな  
らし。序なといふ嗚呼かましきわざにはあらずとなむ。天明癸卯の  
とし、かみなづき望の日、ちかつあふみ、ひこねのふびと、くさふ  
せの龍のきみえ、都のひかしなる鳧川のほとり尔雅堂にふでをとる  
ならし。

## 和歌職原捷徑目錄

### 上卷

- 四部配当八省之歌一首
- 八省唐名之歌二首
- 八省配当之歌一首
- 諸寮之歌三首
- 諸寮唐名之歌七首
- 諸寮配当之歌一首
- 諸職同唐名之歌三首
- 諸職配当之歌一首
- 諸司之歌二首
- 諸司唐名之歌五首
- 諸司配当之歌二首

### 下卷

- 衛府之歌三首

今西祐一郎

諸国配当之歌一首  
 助佐亮介之歌三首  
 雑部之歌一十二首  
 位階三十階之歌三十三首  
 任官之歌二十七首  
 位署書之歌一十一首  
 散位字之歌五首  
 撰関散位字之歌二首  
 官必在位上之歌五首  
 僧官位之歌桓武朝之歌 十二首  
 又 清和朝之歌 五首  
 又 後宇多朝之歌 八首  
 又 後醍醐朝之歌 四首  
 諸国大上中下之歌 五首  
 附 一首

通計一百六十五首

和歌職原捷徑目録 終

和歌職原捷徑 上

平安 大江資衡 解

四部配当和歌集

四部とは、もろくの官に、皆かみ、すけ、ぜう、さくはんの、四だんの役人あり。配当とは、これにくばりあつるをいふ。

八省之歌 一首

八省とは八ところの、役所といふことなり。

中務。式部民部に。治部兵部。刑部大蔵。宮内八省。

(1)

中務は中務省といふ、役所なり。なかのまつりごとするつかさともよむ。是は此八の役所の中にも取わき重き職なり。此官舎は、宮中の諸事、内々の儀をも、すべつかさどる処なり。故に此役所の官人は、余の七の省よりは、皆位も、一だんづゝ高きなり。

卿一人 正四位上 大輔一人 権大輔一人 正五位下

少輔一人 権少輔一人 従五位上 大丞一人 正六位下

少丞二人 従六位上 大録一人 正七位上

少録三人 正八位上

官員の相当、かくのごとし。此省の下に、被管とて、つきしたがふ役所もおほくあるなり。下に見えたり。

式部は式部省といふ役所なり。のりのつかさともよむ。此省に詰る役人は、国家の法式、并に文字の事を、とりさばくなり。昔は、国々の文才ある程の人を、此役所にて、其学文、芸能を試えられて、官も位も、授けられし所なり。

卿一人 正四位下 大輔一人 権大輔一人 正五位下

少輔一人 権少輔一人 從五位下 大丞二人 正六位下

少丞二人 從六位上 大録一人 正七位上

少録三人 正八位上

官員相当かくのごとし。式部、民部、治部、兵部、刑部、大蔵、

宮内等の七省は、卿以下の相当、皆同じ。故に其所々には、つぶさにしるさず。又、此役所の下にも、被管おほし。

民部は民部省といふ役所なり。たみのつかさともよむ。此役所に詰る役人は、君の政を、民にほどこし、国用を量りて、仁愛を以て旨とし、孝弟忠信の者までも、挙用ひられしとなり。邦国土地の図、家数人員までも、記し留置なり。民部の御図帳などいふものも、此役所に有しとなり。又、此省の被管も多し。

治部は治部省といふ役所なり。おさむるつかさともよむ。此役所に詰る役人は、祭礼、葬礼、冠礼、婚礼、一切の礼儀を、つかさどるなり。異国人のもてなし、僧尼の上の沙汰までも、此役所より取次して上へ申あぐる所也。被管あり。

兵部は兵部省といふ役所なり。つはものゝつかさともよむ。此役所に詰る役人は、軍令、兵法をつかさどりて、軍兵軍馬の武具兵器をさめ、城障烽火の事までも、下知し行ふ所なり。内外の武官、農兵等までも、皆この手に属して、官位昇進せし処也。被管あり。

刑部は刑部省といふ役所なり。うつたへさだむるつかさともよむ。此役所にては、犯人の罪の軽き重きをかんがへ、刑罰を宛行ひ、諸の訴諍の事を支配する所なり。被管あり。

大蔵は大蔵省といふ役所なり。おほいくらのつかさともよむ。此役所にては、諸国の調物、金銀、銅錢、布絹の属を支配する事な

り。被管あり。

宮内は宮内省といふ役所なり。みやのうちのつかさともよむ。此役所にては、諸国の調の雑物、春米官田、御食の産を奏宣し、諸方の口味の事を支配し、諸職人のうへを沙汰することなり。被管あり。

八省は已上これを、やつすぶるつかさともよむ也。八ヶ所にある役所といふ事なり。さて此役所を省と名づけし事は、省は察なり。諸事を一一吟味するといふことなり。又禁中を以て、省中といふにて知べし。

### 八省唐名之歌 二首

八省の唐名とは、日本の八省に、いづれも、もろこしの六卿の、官の名を、あはするを、いふなり。

中。中書。式部は吏部。民戸部。治部は礼部。兵部兵部。

刑。刑部。大蔵大府。宮内こそ。工部司農。二唐名なれ。

中とは中務省の略語なり。

中書とは中務省の唐名、中書省なり。

卿 中書令 大輔 少輔 中書侍郎 丞 中書舍人  
録 中書主事

さて唐名といふに、二通あり。唐土の官名を、直に引あてたるあり。又此方にて作りたる名目あり。すべて唐名とよぶには、唐土の周、秦、漢、唐の、世々の官名混じれば、たゞからなとばかりよむべし。音にて、たうめいなどよむはあし。

式部は式部省の略語也。吏部は式部省の唐名也。

卿 吏部尚 大輔少輔 吏部侍郎 丞 吏部郎中  
録 吏部主事

民は民部省の略なり。戸部は民部省の唐名なり。

卿 戸部尚書 大輔少輔 戸部侍郎 丞 戸部郎中  
録 戸部主事

治部は治部省の略なり。礼部は治部省の唐名なり。

卿 礼部尚書 大輔少輔 礼部侍郎 丞 礼部郎中  
録 礼部主事

兵部は兵部省の略なり。兵部は漢音へいほうとよみて、兵部省の唐名とす。唐名は大かた漢音によむ也。

卿 兵部尚書 大輔少輔 兵部侍郎 丞 兵部郎中  
録 兵部主事

刑は刑部省の略なり。刑部は刑部省の唐名とす。

卿 刑部尚書 大輔少輔 刑部侍郎 丞 刑部郎中  
録 刑部主事

大蔵は大蔵省の略なり。大府は大蔵省の唐名、大府寺也。

卿 大府卿 大輔少輔 大府侍郎 丞 大府郎中  
録 大府主事

宮内は宮内省の略なり。工部司農は二つながら、宮内省の唐名にあつるなり。

卿 工部尚書 司農卿 大輔少輔 工部侍郎 丞 工部郎中  
録 工部主事

### 八省配当之歌 一首

八省配当とは、八省ともに、かみ、すけ、ぜう、さくはんの、四部の配当の字を、しるす哥なり。

八省の。下に書字は。卿大輔。少輔丞録。四部の配当。

(4)

八省の下に書字とは、上に中務、式部などありて、其下にかく、かみ、すけ、ぜう、さくはんの字也。

卿はかみなり。中務卿、式部卿、民部卿、治部卿、刑部卿、大蔵卿、宮内卿、皆卿を、かみとするなり。かみとは、其役所く、の、一のかしらをいふなり。

大輔はすけなり。おほいすけともよむ。中務大輔、式部大輔などいふたぐひなり。惣じて八省のすけに、かく字なり。すけとは、かみにさしつゐて、其官の事を、とりおさむる職なり。

少輔も同じく、すけなり。すなわちすけ共よむ。

丞はぜうなり。まつりごとびとともよむ。大丞、少丞あり。中務大丞、中務少丞、式部大丞、式部少丞などのたぐひなり。惣て八省のぜうには、皆此字をかくなり。丞とは、いづれにても、其役所の、したさばきをする職なり。

録はさくはんなり。ふんびとともよむ。大録、少録あり。中務大

録、中務少録、式部大録、式部少録などのたぐひなり。惣て八省の、さくはんには、此字をかくなり。これは執筆、記録の役なり。

### 諸寮之歌 三首

もろくくの寮といふ役所の事をしるす。この寮には、大寮、小寮のわかちありて、大舍人寮、図書寮、内蔵寮、縫殿寮、内匠寮、大学寮、雅楽寮、玄蕃寮、諸陵寮、主計寮、主税寮、木工寮、左馬寮、右馬寮、兵庫寮等の十五寮、これを大寮といふなり。

○小寮とは、陰陽陵、大炊寮、主殿寮、典藥寮、掃部寮等の五寮をいふなり。これも又官人員数、官の相当、同様なり。

大舍人。図書内蔵縫殿に。陰陽寮。内匠大学。雅楽諸寮ぞ。

(5)

玄蕃寮。諸陵主計。主税木工。大炊主殿も。諸陵也けり。

(6)

左馬や右馬。掃部齋宮に。典藥や。兵庫も共に。諸寮也けり。

(7)

大舍人は大舍人寮なり。此寮は、中務省の被管なり。宮中驅使、宿直供奉等のを、つかさどる職なり。

頭一人 從五位下 助一人 權助 正六位下

大允一人 正七位下 少允一人 從七位上

大属一人 從八位上 少属一人 從八位下

これ大寮の始なるゆへ、くはしくしるす。下の大寮、いづれも是に準じて知べし。

図書は図書寮なり。此寮も、中務省の被管にて、大寮なり。書籍などを、写させ、紙墨筆を拵へさする所なり。仏像、経卷などのことをも、取さばくなり。

縫殿は縫殿寮也。此寮も、中務省の被管にて、大寮なり。衣服をたちぬひをして、内蔵寮にをさめ、女の年中のぬひものゝ功を、かんがふる事を、つかさどる職なり。

陰陽寮この寮は、中務省の被管にて小寮也。天文の事をかんがへ、曆をつくるを、つかさどる職也。

頭一人 從五位下 助一人 權助 從六位上

大允 從七位上 少允一人 從七位上 大属一人 從八位下

少属一人 大初位上

官員相当かくのごとし。下の小寮いづれも、是に準じて知べし。

内匠は内匠寮なり。これも中務省の被管にて、大寮なり。令外の官なり。小事の工營を、つかさどる職なり。

大学は大学寮なり。此寮は、式部省の被管にして、大寮なり。紀伝、明経、明法、算道の、四道の儒士、学文をする所なり。

雅楽は雅楽寮なり。此寮は、治部省の被管にて、大寮なり。音楽の事を、下知する事を、つかさどる職なり。

玄蕃寮は治部省の被管にて、大寮なり。此寮は、異国人をもてなし、また僧尼の度縁のことも、つかさどる職なり。

諸陵は諸陵寮なり。此寮も、治部省の被管にて、大寮なり。此寮は先代より以来、帝皇の山陵の事を、つかさどる職なり。禁忌の官たるにより、寮頭の外、強に任ぜずとなり。

主計は主計寮なり。此寮は民部省の被管にて、大寮なり。諸国より納る所の調物を、民部省の蔵へ、かぞへ納る職なり。

主税は主税寮なり。此寮も民部省の被管にて、大寮なり。みつぎものを蔵に納て、あづかる職なり。

木工は木工寮なり。此寮は宮内省の被管にて、大寮なり。権頭あり。山々にある材木の事を知り、宮殿を作る事をつかさどる職なり。

大炊は大炊寮なり。此寮も、宮内省の被管にして、小寮なり。諸国の春米、雑穀の分給、諸司の食料等の事をつかさどる職なり。

主殿は主殿寮なり。これも宮内省の被管にて、小寮なり。殿庭を掃除し、及燈燭、松柴、炭、燎等の事まで、つかさどる職なり。

左馬は左馬寮なり。これは衛府の被管にて、大寮なり。権頭あり。御厩の馬の調習、養飼、兵馬、鞍の具の事をつかさどる職なり。

右馬は右馬寮なり。権頭あり。つかさどり、左馬寮におなじ。

掃部は掃部寮なり。此寮は、宮内省の被管にして、小寮なり。薦席、牀簀苦、及鋪設洒掃、蒲團葦簾等の事をつかさどる職なり。

齋宮は伊勢の齋宮寮なり。此寮は、大寮十五、小寮五の外にて、相当も異なり。令外の官なり。

頭一人 従五位下 助一人 権助 正六位下  
大允 正七位下  
少允 従七位下 大属 従八位下  
少属 従八位下

此寮は、天子の御姫宮、ものいみして、伊勢大神宮につかへ給ふ所を齋宮といふ。寮とは、齋宮の事をつかさどる、頭、助、允、属の集る所をいふなり。

典薬は典薬寮なり。此寮は宮内省の被管にて、小寮なり。諸の疾病を療じ、薬園の事を掌る職也。

兵庫は兵庫寮なり。此寮は諸の兵器、儀仗等の事を、つかさどる職なり。大寮なり。

### 諸寮唐名之歌 七首

大舍人の。唐名は宮闈。凶書は秘書。内蔵は倉部。少府共いふ。(8)

縫殿尚衣。陰陽司天。又大史。内匠の唐名。少府也けり。(9)

大学の。唐名は国子。雅楽はまた。大楽。玄蕃。鴻臚とぞいふ。(10)

諸陵の。唐名廟陵。主計こそ。金部度支。二唐名なれ。

主税には。倉部屯田。二唐名。木工は将作に。大炊大倉。(11)

主殿をば。唐名尚舎と。いふなれば。典薬大医。又は尚薬。(13)

掃部をば。洒掃齋宮。唐名なし。左右馬典厩。兵庫武庫也。(14)

大舎人は大舎人寮の唐名を、宮闈局といふ。

頭 宮闈令 助 宮闈少令 允 宮闈主事

属 宮闈令史

図書は図書寮の唐名を、秘書省といふ。

頭 秘書監 助 秘書少監 允 秘書丞 属 秘書主事

内蔵は内蔵寮の唐名を、倉部と、少府と、二官あつるなり。

頭 倉部郎 少府監 助 倉部員外郎 允 倉部丞

属 倉部主事

縫殿は縫殿寮の唐名を、尚衣局といふ。

頭 尚衣奏御 助 尚衣少監 允 尚衣直長

属 尚衣令史

陰陽は陰陽寮の唐名を、司天台とも、大史局ともいふ。

頭 司天監 大史監 助 司天少監 大史少監

允 司天丞 大史丞 属 司天主簿

内匠は内匠寮の唐名を、少府といふ。

頭 少府監 助 少府少監 允 少府丞 属 少府主事

大学は大学寮の唐名を、国子監といふ。

頭 国子祭主 助 国子司業 允 国子丞

属 国子主簿

雅楽は雅楽寮の唐名を、大楽署といふ。

頭 大楽令 助 大楽郎 允 大楽丞 属 大楽主簿

玄蕃は玄蕃寮の唐名を、鴻臚寺といふ。

頭 鴻臚卿 助 鴻臚少卿 允 鴻臚丞 属 鴻臚史

諸陵は諸陵寮の唐名を、廟陵署といふ。

頭 廟陵令 助 廟陵監 允 廟陵丞 属 諸陵録事

主計は主計寮の唐名を、金部とも、度支ともいふ也。

頭 金部郎中 度支郎中 助 金部員外郎 允 度支郎

属 金部主事

主税は主税寮の唐名を、倉部とも、屯田ともいふ也。

頭 倉部郎中 助 倉部員外郎 允 倉部丞

属 倉部主事

木工は木工寮の唐名を、将作監といふ。

頭 将作大匠 助 工部侍郎 允 将作丞

属 将作主簿

大炊は大炊寮の唐名を、大倉署といふ。

頭 大倉令 助 主爨 允 大倉丞 属 大倉史

主殿は主殿寮の唐名を、尚舍局といふ。

頭 尚舍奉御 助 尚舍直長 允 尚舍丞

属 尚舍令史

典薬は典薬寮の唐名を、大医署共、尚薬局共いふ。

頭 大医令 尚薬奉御 助 大医正 允 大医丞

属 大医史

掃部は掃部寮の唐名を、洒掃署といふ。



頭 洒掃尹 助 洒掃少尹 允 洒掃丞 属 洒掃史

齋宮は伊勢齋宮寮なり。此官には、唐名なし。

左右馬とは左馬寮も、右馬寮も、両方ともに、唐名は、典厩といふ。

頭 典厩令 助 典厩少令 允 典厩丞 属 典厩主事

兵庫は兵庫寮の唐名を、武庫署といふ。

頭 武庫令 助 武庫少令 允 武庫丞 属 武庫主事

### 諸寮配当之歌 一首

諸寮の、かみ、すけ、ぜう、さくはんと、かく字を、しる哥なり。

頭助や。允属にて。其音は。頭助允属。諸寮配当。(15)

もろくの寮といふ役所の、かみ、すけ、ぜう、さくはんの、文字を、頭、助、允、属とかくなり。

### 諸職同唐名之歌 三首

もろくの、職といふ字のつく、役所の事。并に、唐名をあつむる哥なり。

大膳の。唐名光禄。左右京。京兆。馮翊。修理は匠作。

(16)

三宮は。太皇太后。宮職に。皇太后宮。皇后宮職。

(17)

中宮の。職も諸職の。内なれば。春宮職も。唐名春坊。

(18)

大膳は大膳職なり。おほかしはでのつかさ共よむ。此職は、宮内の被管にして、諸国の調の雑物、及臣下に給所の饗膳の事を、つかさどる官なり。唐名光禄寺といふ。

大夫一人 権大夫一人 従四位下 光禄卿  
亮一人 従五位下 光禄侍郎

大進 従六位下 太官丞 少進 正七位上  
属 大正八位下 大官史 少従八位上

左右京は左京職、右京職なり。ひだんのみさとのつかさ、みぎのみさとのつかさともよむ。此職は東西の京中の事を掌る。昔は宅地以下、ことごとく、京職の知る所なり。唐名を、京兆とも、馮翊ともいふ。

大夫一人 従四位下 京兆尹

権大夫一人 亮一人 従五位下 京兆少尹

権亮一人 大進一人 従六位下 京兆司録

少進二人 正七位上 京兆司録

大属一人 正八位下 京兆録事 少属 従八位上 京兆録事

修理は修理職なり。をさめつくるつかさ共よむ。令外の官なり。

此職は、宮中修理造作の事を、奉行する職なり。唐名匠作といふ。

大夫一人 従四位下 匠作大尹 権大夫一人

亮 従五位下 匠作少尹

進 大 従六位上 少従六位下 匠作丞

属 大 従七位下 少従八位上 匠作録事

太皇太后宮職 帝王の御祖母也。おほきおほいきさゐのみやのつかさともよむ。

皇太后宮職 帝王の御母也。おほいきさゐのみやのつかさともよむ。

皇后宮職 帝王の御妻なり。きさゐのみやのつかさともよむ。已上を三宮と云。

中宮職 中宮は、すなはち皇后なり。なかのみやのつかさともよむ。

この四宮の職中、いづれも四部の官人ありて、宮々の事をつかさどる。

大夫一人 従四位下 長秋監 権大夫一人  
亮 従五位下 内常侍 権亮

大進 従六位上 内給事  
少進 従六位下 属 大一人 正八位下 少二人 従八位上  
内侍主事

春宮職は春宮坊なり。みこのみやのつかさともよむ。太子の宮の職分なり。唐名春坊といふ。

大夫一人 従四位下 太子詹事 権大夫  
亮一人 従五位下 太子少詹事 権亮

進 大一人 正六位下 少二人 従六位上 詹事丞

属 大一人 正八位下 少二人 従八位上 詹事録事

諸職配当之歌 一首

諸職にて。下に書字は。大夫亮。大少進ぞ。属配当。

(19)

諸職とは右八つの職中をいふ。大夫はかみ、亮はすけ、大少進はぜう、属はさくはんなり。いづれも、四部の文字、同じ義なりとぞ。

諸司之歌 二首

もろくの、司といふ役所なり。十司、一監、二署をさしていふ。司監等は、すけなし。三分あり。かみ、ざう、さくはんなり。

諸司は只。隼人囚獄に。織部また。正親内膳。造酒とこそきけ。

(20)

采女また。主水東西。市主膳。主殿も主馬も。諸司の内なり。

(21)

隼人は隼人司なり。此司は、兵部省の被管にして、はやとのつかさともよむ昔は大隅、薩摩の国に在し人、毎年上京して、宮垣を守り、犬吠等の事を掌る也。  
正一人 正六位下 佑正 八位上 令史 大初位下

囚獄は囚獄司なり。此司は、刑部省の被管にて、罪人禁獄の事を、つかさどるなり。

正一人 正六位上 佑一人 従七位下 令史 大 大初位上  
少 大初位下

織部は織部司なり。此司は、大蔵省の被管にして、錦綾、其外の、染物の事を、下知するの官なり。此司の官員相当、隼人司に同じ。

正親は正親司なり。此司は、宮内省の被管にて、皇親の名籍の事を掌る。此司の官員相当、囚獄司におなじ。

内膳は内膳司なり。此司も、宮内省の被管にて、御膳の事をつかさどるなり。

正一人 正六位上 奉膳 正六位上 典膳 従七位下  
令史 大初位上

造酒は造酒司なり。此司も、宮内省の被管にて、御酒のことをつかさどる。

正一人 正六位上 佑 従七位下 令史 大初位上  
采女は采女司なり。此司も、宮内省の被管にて、采女を検校する事を掌るなり。此司の官員相当、隼人司に同じ。

主水は主水司なり。此司も、宮内省の被管にして、漿水、饘粥及氷室の事を、掌るなり。

正一人 従六位上 佑 正八位下 令史 少初位上

東西市は東市司と西市司とをいふ。毎月十五日以前は、東の京に市あり。十六日以後は、西京に市ありて、集る財宝、よろづの雜物を、売買する真偽を、たゞす所なり。此司東西とも、官員相当、造酒司に同じ。

主膳は主膳監なり。此司は、東宮の御膳のことをつかさどるなり。此司の官員相当、主水司に同じ。

主殿は主殿署なり。此司は東宮の湯浴、燈燭、洒掃鋪設の事を、掌る職なり。

首一人 従六位下 令史一人 少初位下  
主馬は主馬署なり。此司は東宮の乗馬、鞍具の属を供進する事を、つかさどるなり。

首一人 従六位下 令史一人 少初位下

### 諸司唐名之歌五首

隼人布護。囚獄断獄。織部をば。織染といふ。唐名也  
けり。(22)

正親の。唐名宗正。内膳は。尚食造酒。唐名良醞。(23)

采女をば。采女主水の。唐名こそ。上林膳部。二唐名  
なれ。(24)

東西の。市を市令と。いふなれば。主膳の唐名。典膳  
ぞかし。(25)

主殿をば。唐にその名を。よぶ時は。典設といふ。主馬は厩牧。

(26)

隼人司の唐名、布護署といふ。正 布護將軍

佑 布護少尹 令史 布護主簿

囚獄司の唐名、断獄署といふ。正 断獄令 佑 断獄丞

令史 獄吏

織部司の唐名、織染署といふ。正 織染令 佑 織染丞

令史 織染史

正親司の唐名、宗正寺といふ。正 宗正卿 佑 宗正丞

令史 宗正録事

内膳司の唐名、尚食局といふ。正 尚食奉御 典膳 尚食直

長 令史 尚食史

造酒司の唐名、良醞署といふ。正 良醞令 佑 良醞丞

令史 良醞史

采女司の唐名、采女署といふ。正 采女令 佑 采女丞

令史 采女史

主水司の唐名、上林署とも、膳部署ともいふ。

正 上林令 佑 上林丞 令史 上林監事

東西市とは東市司の唐名、市署といふ。西市司も同じ。

正 市令 佑 市丞 令史 市録事

東西ともに同じ。

主膳監の唐名、典膳局といふ。正 典膳郎 佑 令史

主殿署の唐名、典設局といふ。首 典設郎 令史

主馬署の唐名、厩牧署といふ。首 厩牧令 令史

### 諸司配当之歌二首

諸の。司の下の。配当は。正佑令史。三つにさだまる。

(27)

主殿主馬。両の司の。配当は。首の字になせ。令史なりけり。

(28)

諸の司とは、右の十司、一監、二署をさしていふ。十司一監の、かみ、ぜう、さくはんは、皆正、佑、令史なり。主殿、主馬の二署は、首の字をかく。日本職原抄には、二署に佑なし。首と令史との、二分とするされたり。

### 和歌職原捷徑 上 終

### 和歌職原捷徑 下

平安 大江資衡 解

衛府之歌二首

衛府といふは、武官なり。左衛門府、右衛門府、左兵衛府、右兵衛府等を、いふなり。

衛府はこれ。左右衛門の。唐名をば。金吾監門。二つ也けり。(29)

左右。兵衛も衛府の。内なれば。唐によぶ名は。武衛なりけり。(30)

配当の。かみは督の字。すけは佐。ぜうは尉の字。志はさくはん衛府。(31)

左右衛門とは佐衛門府、右衛門をいふ。此府は、宮門を衛るつかさなり。東は建春門、左衛門の陣なり。西は宜秋門、右衛門の陣なり。唐名を、金吾とも、監門ともいふ。

督一人 從四位下 金吾將軍

佐一人 權佐 從五位上 金吾次將

尉大 從六位下 少 正七位上 金吾校尉

志大 正八位下 少 從八位上 金吾録事 府生 金吾衛史

左右兵衛とは左兵衛府、右兵衛府をいふなり。此府は、閤門を衛る事を掌る也。唐名武衛といふ。

督 從四位下 武衛將軍

佐 權佐 從五位上 武衛次將

尉大 從六位下 少 正七位上 武衛校尉  
志大 正八位下 少 從八位上 武衛録事  
府生 武衛史

衛府の四分、配当は皆同じ。かみは督、すけは佐、ぜうは尉、さくはんは志なり。

諸国配当之歌一首

国くにある、官人を、外官といふ。  
国くに、四分あるなり。

かみは守に、すけは介なり。ぜうは掾。目はさくはんの。諸国配当。(32)

もろくの国の、かみ、すけ、ぜう、さくはん、は、守、介、掾、目の字をかくなり。たとへば大和守、河内介、伊勢大掾、近江少掾、越前大目、肥後少目、などのごとし。

助佐亮介之歌三首

いづれも、すけとよむ字なり。官によりて、書かゆるといふ事を、しらせたる哥なり。

助の字をば。諸寮のすけに。書なれば。佐の字は衛府の。すけとしるべし。(33)

配当の。かみは正の字。ぜうは佑。さくはんは令史。諸司にすけなし。

(34)

亮の字は。諸職のすけに。書なれば。諸国のすけは。介の字ぞかし。

(35)

助の字はもろくの、寮といふ官の、すけに、助の字を書也。

佐の字は左衛門佐、右衛門佐、左兵衛佐、右兵衛佐等に書なり。

諸司三分の配当には、かみ、ぜう、さくはんに、正、佑、令史の字を書なり。

亮の字は大膳亮、左京亮などに、この亮の字かくなり。

### 雑部之歌十二首

この哥は、太政大臣より、檢非違使、藏人等まで、十官ばかり、まじへて哥によめるゆへ、雑の部といふ。

則闕の。官は太政大臣ぞ。唐によぶ名は。相国といふ。

(36)

太政大臣は、有徳の人に、あらざれば、任せられず。其人なきときはすなはちかくといふことなり。唐名は相国といふ。

一のかみ。左大臣にて。唐名左府。右大臣こそ。右府

なりけれ。

(37)

左大臣を、一のかみといふなり。左大臣は、太政官のかみ、三公のうちにして、太政大臣の次なり。唐名左府といふ。右大臣も、太政官のかみ、三公のうちにて、左大臣の次なり。唐名右府といふなり。

令外とは。内大臣の官をいふ。唐によぶ名は。内府なりけり。

(38)

令外とは、文武天皇大宝年中の、官位令に、のせられざるによりて、令外の官といふなり。天智天皇八年十月に、はじめて内大臣の官を、置給ふなり。唐名を内府といふ。

大將を。左右にしても。唐名をば。大樹幕府の。二とぞ聞。

(39)

大將とは、左近衛大將、右近衛大將をいふ。武官第一のかみにて、重き職なり。諸の宿衛禁軍を、統領するなり。唐名を。大樹とも、幕府ともいふ。すべて將軍の称なりとぞ。

大納言。唐名は亜相。中納言。黄門なれば。参議相公。

(40)

権大納言十人 正三位 唐名亜相 三公と、庶事を参議事を掌る也。

権中納言十人 従三位 唐名黄門 大納言同前に、上卿などを勤る官也。

参議 八人 唐名相公 常には宰相とも称す。是必唐名には非  
歟。

中将の。唐名は羽林。中郎将。二つありとも。かねて  
しるべし。(41)

中将 権中将 従四位下 唐名を、羽林とも、中郎将ともいふ。  
大将のさし次の官なり。

少将は。羽林次将に。少公の。二唐名とも。かねてし  
るべし。(42)

少将 正五位下 羽林次将 つかさどり、大かた中将に同じと  
なり。

侍従をば。拾遺補闕と。いふなれば。少監はたゞ。唐  
名校尉ぞ。(43)

侍従八人 従五位下 拾遺補闕 八人中、三人は少納言を、  
かね任ずる也。

将監は左近衛将監、右近衛将監なり。従六位上 唐名親衛校尉  
近衛府の、ぜうにして武官なり。

少納言。唐名は給仕。中といふ。外記も外史と。よぶ  
べかりけり。(44)

少納言三人 従五位下 唐名給仕中 太政官の、ぜうと、する

なり。  
外記 大外記二人 正六位上 少外記三人 正七位上 唐名外  
史 太政官の、さくはんなり。

弁はたゞ。左右大中。少ともに。もろこしの名は。尚  
書なりけり。(45)

弁とは、左右大弁二人 従四位上 尚書左右丞 左右中弁二人  
正五位上 尚書左右中丞 左右少弁二人 正五位下 尚書左  
右司郎 此外に中少弁の間に、必権弁を任ぜらる。これに因て、  
七弁といふなり。これも、太政官のぜうに、あたる也。

内記をば。柱下監物。城門や。彈正霜台。または憲台。(46)

内記 大内記一人 正六位上 唐名柱下起居郎 少内記二人 正七  
位上 唐名著作郎 中務省被接官也。仰を奉て、詔勅、宣命、位  
記等を、かく職なり。

監物 大二人 従五位下 少四人 正七位下 城門郎 此官は錠鑰  
を、掌る職也。

彈正台 諸官人より、民庶に至るまで、罪悪あるを、糾弾す職  
なり。唐名を霜台とも、憲台ともいふなり。

尹一人 従三位 御使大夫

弼 大一人 従四位下 少一人 正五位下 御使中丞

忠 大一人 正六位上 少二人 正六位下 侍御史

疏 大一人 正七位上 少一人 正八位上 御史録事

勘解由をば。唐名勾勘。檢非違使は。使庁蔵人。侍中とも知れ。(47)

勘解由使を、勾勘ともいふ。唐名にはあらず、令外の官なり。

諸官の勤たる間の、勘定を聞役なり。

長官 從四位下

次官 從五位下

判官 從六位下

主典 從七位下

檢非違使を使庁ともいふ。是も唐名にはあらず。非法違制を檢ふるつかさなり。別当以下、府生以上、左右の衛門督、佐、尉、志、

府生を、本官として、使の宣旨を蒙る例なり。

別当一人 唐名大理卿

佐 左一人 右一人 廷尉

尉 左大尉二人 左少尉 右大尉二人 右少尉

志 左大少 右大少

府生 左 右

蔵人 蔵人所は、校書殿にあり。蔵人は近習宣伝の職なり。唐名侍中とす。

別当 左大臣

頭二人 弁方に一人、これに補す。頭の弁といふ。近衛司方に、一人これに補す。頭の中將といふ。

五位蔵人三人 五位の殿上人の中の、名家の補せらるゝ所なり。四位の蔵人二人。五位の蔵人三人。以上五人を、職事と称す。

六位蔵人四人

非蔵人員数なし。

出納一人

小舎人

雑色

所衆

滝口二十人

### 位階三十階和歌集

此哥三十三首あり。位階とは、くらみのしなど、いふ事なり。

人臣三十階のうち、それくゝの位の、相当の官をあげたり。

扱此哥に、官名を、はなはだ略して、脱漏おほくあり。今一

首一首の下に、くはしくしるす。

少初位の。上下は下国。目等の。相当なりと。かねて知るべし。(48)

此哥には、下国の目ばかりをのす。少初位の上下にて、五官あり。

少初位上 主水令史 主膳令史下国目

少初位下 主殿令史 主馬令史 相当かくのごとし。

大初位の。上下や。正の。九位上は。中国目。相当ぞかし。(49)



此哥には、中国目ばかりのす。大初位の上下には、十七官あり。いまくはしく此にしろす。正九位上は、大初位の事なり。

大初位上 陰陽少属 大炊少属 主殿少属 典薬少属 掃部少属 勘物主典 囚獄大令史 正親 大令史 内膳令史 造酒令史 東市令史 西市令史

大初位下 隼人令史 囚獄少令史 織部令史 正親少令史 采女令史 中国目

下国掾。采女主水の。両佑は。正従八位。上下相当。

(50)

此哥も、たゞ三官のせたり。正従八位上下にて、九十官ばかりあり。正八位上 大宰少典 八省少録 弾正少疏 隼人佑 織部佑 采女佑 少主鈴 中国掾  
正八位下 神祇大史 三宮大属 中宮大属 春宮大属 左京大属 右京大属 主水佑 判事少属 主膳佑 大膳大属 左右衛門大志 左右兵衛大志

従八位上 神祇少志 三宮少属 中宮少属 春宮少属 大十五寮大属 修理少属 大膳少属 左右京少属 左右衛門少志 左右兵衛少志 少典鑑 大国大目 鎮守軍曹  
従八位下 齋宮少属 齋院主典 大十五寮少属 少五寮大属 大国少目 上国目 下国掾

従七位の。上下相当。少内記。左右の少史も。同じ位ぞ。

(51)

従七位の。上下陰陽。明法や。助教漏刻。博士相当。

(52)

此二首の哥の相当、職原抄に考れば、たがふ事おほく見ゆ。

従七位上 大十五寮少允 少五寮大少允 齋院判官 音博士

陰陽師 曆博士 書博士 大国少掾 上国掾

従七位下 修理大属 囚獄佑 正親佑 内膳典膳 造酒佑 齋宮少允 勘解由主典 東西市佑 大典鑑 漏刻博士 典薬医師

針博士 左右近将曹

正七位の。上下にあたる。くらゐをば。大上国の。掾と知るべし。

(53)

此哥も、たゞ二官のす。

正七位上 少外記 少内記 左右少史 八省大録 弾正大疏

左右京少進 太宰大典 大膳少進 左右衛門 少尉 左右兵衛少尉 按察使記事

正七位下 大十五寮大允 齋宮大允 少監物 大主鈴 明法博士 算博士 助教 直講 医博士 女医博士 陰陽博士

天文博士 判事大属 大国大掾 鎮守軍監

従六位の。上下や扱は。正六位。下も近代の。人はのぞまず。

(54)

此哥には。相当の官名は、なけれども、今相当の官名を、こゝにのす。

従六位上 神祇大佑 齋院次官 八省少丞 三宮大進  
中宮大進 春宮大進 小五寮助 太宰少監 主水正  
主膳正 修理大進 左右近将監 上国介  
従六位下 神祇少佑 小判事 三宮少進 中宮少進 春宮  
少進 左右京大進 大膳大進 修理少進 勘解由判官 左右  
衛門大尉 左右兵衛大尉 主殿首 主馬首 下国守  
正六位下 八省大丞 大十五寮助 齋宮助 弾正少忠 隼人正  
織部正 采女正 中判事 博士 侍医 太宰大監 大国介 中  
国守

内膳や。囚獄や造酒に。市主膳。皆正なれば。正六位上。(55)

弾正の。大忠やまた。中務の。大丞大外記。正六位上。(56)

大内記。左右の大史に。神祇少副。相当は皆。正六位上。(57)

此三首はみな正六位上を、よめる、うたなり。  
正六位上 内膳正 造酒正 主膳正 囚獄正 大外記 大内記  
弾正大忠 左右大史神祇少副 正親正 内膳奉膳 東西市正

上国の。守や太宰の。少式また。勘解由の次官も。従

五位下と聞。(58)

后宫や。中宮職の。両亮の。相当はたゞ。従五位下ぞかし。(59)

文章の。博士神祇の。大副また。侍従も同じ。従五位下ぞかし。(60)

大蔵や。宮内刑部に。民兵部。式部も治部も。少輔は。従五位下。(61)

典薬や。掃部主殿に。大炊また。陰陽縫殿も。頭は従五位下。(62)

此五首は、みな従五位下を、よめる哥なり。  
従五位下 上国守 太宰少式 勘解由次官 三宮亮 中宮亮  
文章博士 神祇大副 侍従 大蔵、宮内、刑部、民部、兵部、式部、治部七省省輔 典薬、掃部、主殿、大炊、陰陽五寮頭。  
此歌の外にも 少納言 齋宮頭 齋院長官 大監物 春宮亮 修理亮 左右京亮 大膳亮 東宮学士 などは、従五位下の、相当なり。

左右衛門。左右兵衛の。両佐や。中務少輔。従五位上なり。(63)

大國や。兵庫左右馬に。内匠木工。主税も頭は。従五位上也。(64)

従五位の。上は主計も。諸陵も。玄蕃も共に。頭は相当。(65)

大学や。雅楽内蔵図書に。大舍人。みな頭なれば。従五位上也。(66)

此四首は、みな従五位上相当の哥なり。

従五位上 左右衛門佐 左右兵衛佐 中務少輔 大國守 兵庫、左右馬、内匠、木工、主税、主計、諸陵、玄蕃、大学、雅楽、内蔵、図書、大舍人、縫殿等十五寮の守 鎮守府將軍

大蔵や。宮内刑民兵式治。大輔はともに。正五位の下ぞ。(67)

弾正の。少弼左右の。少将や。左右の少弁。正五位の下ぞ。(68)

此二首は、正五位下の哥なり。

正五位下 大蔵、宮内、刑部、民部、兵部、式部、治部等七省 大輔 弾正少弼 左右近少将 左右少弁

中務の。大輔に左右の。中弁や。大膳大夫。正五位の上。(69)

此哥は、正五位上をよめり。

正五位上 中務大輔 左右中弁 大膳大夫

弾正の。大弼または。神祇伯。勘解由の長官。従四位下ぞかし。(70)

左右京や。東中宮に。修理もみな。大夫といへば。従四位下ぞかし。(71)

此二首、従四位下相当の哥なり。

従四位下 弾正大弼 神祇伯 勘解由長官 左右京大夫 春宮大夫 中宮大夫 修理大夫 此哥の外にも 按察使 太宰大貳 左右近中將 左右衛門督 左右兵衛督

左大弁。右大弁より。中将も。相当はたゞ。従四位上なり。(72)

此哥、従四位上相当をよめり。中将是従四位下の官なり。

従四位上 左大弁 右大弁

式民治。兵部卿部に。大蔵や。宮内も卿は。正四位の下ぞ。(73)

此哥、七省の卿をよめり。

正四位下 式部卿 民部卿 治部卿 兵部卿 刑部卿 大藏卿  
宮内卿

宰相の。相当はたゞ。正四位下。近代公武に。三位とぞいふ。(74)

宰相は参議なり。もと正四位下相当なれども、近ごろは公家方武家方ともに、従三位となすと也。職原抄には無相当とあり。

東宮の。傅中務卿。もろともに。相当はたゞ。正四位の上。(75)

傅 此哥、正四位上をよめり。

正四位上 皇太子傅 中務卿

弾正尹。大将左右。中納言。太宰帥も。従三位ぞかし。(76)

此哥従三位をよめり。

従三位 弾正尹 左大将 右大将 中納言 太宰帥

大納言。相当なにと。人とはゞ。正三位ぞと。こたふべき也。(77)

正三位は、大納言の相当なり。

内大臣。左大臣また。右大臣。正従二位を。相当としれ。(78)

内大臣は、令外の官なり。相当つまびらかならず。

正二位 従二位 左大臣 右大臣

従一位は。天が下にて。たゞひとり。太政大臣。相当と知れ。(79)

従一位は、太政大臣の、相当の位と。いふ事なり。

正一位。神の位と。きくなれど。人にはこれを。贈位とぞいふ。(80)

正一位は、第一の御位なれば、神社に、授らるゝまでにて、人は、死後に、をくらるゝを、贈位といふなり。

以上三十四首

### 任官之歌二十七首

任官とは、官に任ずる、次第をいふなり。

任官に。名家羽林の。二つあり。公家は名家に。武家は羽林ぞ。(81)

名家 日野、広橋、烏丸、柳原、甘露寺、葉室、万里小路、勸

修寺、中御門、清閑寺、小川坊城、竹屋等の十二家を、名家といふ。文筆の才芸を以て、職とし、儒道を学び、弁官を経て、職事をかぬる家々なり。

羽林 四辻、中山、飛鳥井、冷泉、六條、阿野、清水谷、小倉、橋本、姉小路、綾小路、庭田、松木、持明院、川鱈、滋野井、水無瀬、園、難波、白川、四條、鷲尾、山科、西大路、油小路等、二十五家を、羽林家といふなり。

近衛司を経て、中将少将より昇進し、大中納言参議を以て、先途とし、武官をかける、家々なり。

○公家の任官は、名家の任官のごとく、侍従より始て、少納言、弁、宰相と、段々のぼると、いふころ敷。

○武家の任官は、羽林家の任官のごとく、侍、諸大夫、侍従、少将、中将、宰相と、次第して、のぼるといふころ敷。

侍と。いふはむかしの。親王や。大臣家にて。恪勤とぞきく。

(82)

侍といふに、品々あり。内裏の侍は、滝口といふ。東宮の侍は、帯刀といふ。院の侍は、北面といふ。此外公方家の侍あり。陪臣またうちの侍あり。ころへわくべし。

○親王とは、天皇の御子御孫の、親王宣旨を、蒙り給へる、男を親王、女を内親王、僧を法親王といふ。

○大臣家とは、尤大臣家をもいふ、又諸家をもいふ。  
○恪勤とは、番を勤る、侍所をいふ。

鹿苑院。公方の号を。得てしより。侍はみな。六位とぞなる。

(83)

鹿苑院義満公は、源尊氏三代なり。公方義満、征夷將軍を以て、嫡子義持に譲り、太政大臣に任じ、落髪して、道義と号す。其比より、武家を公方と称する敷。

○侍は、みな六位相当のよし、旧記に見えたり。

諸大夫は。正従五位の。上下にて。公家は用ひず。武家は用ゆる。

(84)

諸大夫は、正五位下、従五位下の、相当なり。武家にて用ゆる也。禁中にはなし。撰家、清家には、少々ありと見えたり。

いにしへの。侍はたゞ。無官にて。諸大夫を其。頭とぞいふ。

(85)

無官とは、みな官職なきをいふ。頭とは、侍の頭は、諸大夫なりとぞ。

しかるべき。地下と二つの。諸大夫も。公家方にては。今時はなし。

(86)

しかるべき地下とは、良家の子をいふ。堂上の諸大夫、地下の諸大夫、二つながら、当時は、公家方には、これなしとなり。

侍従にて。従四位上下の。相当も。公家は用ひず。武

家は用る。(87)

侍従の官の相当は、従五位下なり。しかるに、武家にては、侍従の官を、従四位上下にて、かけるとなり。

少将の。正四位上下。相当も。公家はしからず。武家は用る。(88)

少将の官の相当は、正五位下なり。しかるに、武家にては、少将の官を、正従四位上下にて、かけるとなり。

侍従より。官少将に。ならずして。弁にうつるは。名家任官。(89)

羽林家は、侍従より、少将、中將、宰相、中納言と、昇進するなり。

名家は、侍従より、少納言、弁、宰相、中納言と、昇るもの也。

中將の。相当はたゞ。従四位下ぞ。今は三位の。中將もあり。(90)

中將の官は、相当従四位下なり。大臣の子や孫には、三位の中將もあるなり。

大臣や。摂家清花の。孫子には。公家武家共に。三位中將。(91)

大臣家といふは、三條、西三條、中院等をいふ。大將を経ずし

て、大臣にいたるをいふ。凡大臣にいたる家々、十五家程あり。○摂家とは、大將をかねて、太政大臣にも、摂政にも、関白にもいたり給ふ家をいふ。

○清花とは、大將をかねて、大臣にいたる家をいふ。

○かくのごとき人の孫子、三位の中將にいたるなり。武家にても、同じ事なりとぞ。

四位なれば。殿上人と。いふなれど。三位中將。公卿とぞいふ。(92)

四位の公家を、殿上人といふ。三位を公卿といふ。中將の相当は、四位なれば、殿上人といふべきを、三位ゆへ、公卿の列になるなり。

宰相の。相当はたゞ。正四位下。近代公武に。三位とぞいふ。(93)

宰相は、参議の唐名なり。相当は正四位下とも、従三位ともいふ。四位にても、

公卿の列なり。まして三位に任ずるをや。公家も武家もおなじことなりとぞ。

文字にかく。ときは参議ぞ。口にては。宰相とこそ。いふべかりけれ。(94)

書付をするときは、或は源参議、菅参議などなり。口にてよぶときは、藤宰相、平宰相などよぶなり。

中納言。相当はたゞ。従三位。近代はまた。正三位なり。  
(95)

中納言の、官の相当は、もと従三位なり。いまほどは、正三位にて、かけるなりとぞ。

大納言。相当はたゞ。正三位。近代はまた。従二位なりけり。  
(96)

大納言は、もとより相当正三位なり。いまほどは、従二位にて、かけるなりとぞ。

武家方の。人は公方の。被官にて。大納言をぞ。極官にする。  
(97)

武家がたの人とは、公方家の、御恩を蒙る、衆をいふ。極官とは、官は大納言まで、昇進するとなり。

公家方も。清花の外は。撰家衆の。被官に同じ。大納言極。  
(98)

公家にて、清花を除て、其外は、いづれも、五撰家の被官にして、御門流、御家礼などにて、撰家に随順して、大納言迄昇給ふ也。

兵仗を。帯せんために。羽林家は。大納言にて。大将

をかぬ。  
(99)

兵仗とは、弓矢なぐひ、劍戈を帯するをいふ。羽林家の衆は、大納言の文官をかけ、武官の大将をかぬるとなり。

右大将。従三位にて。大納言を。かぬる官とぞ。いふべかりける。  
(100)

右大将の相当は、従三位なり。大臣より、官位の相当は、をとるといへども、万事の作法、大臣にかはる事なし。

つねの公家。武家諸大夫の。大納言。大将かぬる。事はまれ也。  
(101)

よのつねの公家衆、武家方、諸大夫の衆も、大納言の大将を、両官かける事は、まれなることなりとぞ。

文官は。太政大臣。武官には。大将こそは。極官とすれ。  
(102)

文武の両官あるうちに、太政大臣は、文官の第一とし、大将を、武官の第一とするよしなり。

左大将は。内大臣の。けん官と。いへども更に。定りはなし。  
(103)

左大将の官は、内大臣のけん官に、し給ふよしなり。されど、定りたる事にもなしとぞ。

内大臣。従二位またの。相当は。正二位なりと。聞えけるかな。(104)

内大臣は、令外の官にて、相当なし。従二位にても、かけ給ふとなり。

右大臣に。相当りたる。位をば。従二位とこそ。いふべかりけれ。(105)

職原抄に、右大臣の相当、左大臣に同じとあり。左大臣の相当は、正従二位とあり。

左大臣に。あたる位は。正二位ぞ。近代はまた。従一位もあり。(106)

職原抄に、左大臣相当、正従二位とあり。

太政の。大臣おほく。贈官ぞ。在世太政。大臣はまれ。(107)

贈官とは、死後に、おくり給ふ官と、いふことなり。存生の太政大臣は、甚まれなることなりとぞ。

### 位署書之歌十一首

位署がきの。官位相当する人の。官をば上に。かくと知べし。(108)

は従三位の官なり。左大弁従四位 大弁は従四上の官なり。左少弁正五位下 少弁は正五位下の官なり。この通にかく事なり。

官位。相当せざる人はまた。位を上にかくとしるべし。(109)

官と位と。相当せざる人は。位を上にかき。官を下にかくなり。

○位たかく、官卑き時は、行の字をかき、

○官高く、位卑き時は、守の字をかくなり。たとへば、

正二位行大納言 大納言は、正三位の官也。

従三位守大納言 大納言は、正三位の官也。このとをりに書なり。

官位。相当したる。人もまた。行の字かくと。かねて知べし。(110)

官と位と、相当したる人にも、中に行の字、かく事あり。

左近衛大将従三位兼守大納言行民部卿 此大將は、相当の官也。

仍て上にあり。大納言は正三位なり。仍て守字あり。民部卿は

正四位下也。仍て行の字を用ゆ。

位署書に。あまたけん官ある時は。相当の官。上に書べし。(111)

官位姓名を、しるすとき、あまた官をかねたる人は、其相当の官



を、上にかきて、けん官の分を、下にかくなり。

相当も。せざる官をば。たれも皆。高官なれど。けん官とせよ。(112)

わが位に、相当せざる官は、たとひ高官にてもあれ、わが為には、けん官とすべしとなり。

諸共に。相当せざる。官位をば。官次第にぞ。書べかりける。(113)

もろともにとは、二つ三つも、けん官あるに、皆位に、不相当なる時は、官の次第にかく。官の次第は。官位令に見ゆ。

相当の官。いやし相当。せざる官。高ければ先。いやしきをかく。(114)

わが位に、相当の官、卑しくして、相当より高き官を、かけたらば、先卑き官を、さきに書べしとなり。

相当の。官ある人に。けん官の。なきに守行の。文字はかゝぬぞ。(115)

官位ともに、相当する人の、けん官もなきには、守行の文字はかゝるべし。

行の字は。職の卑きに。書なれば。職高ければ。守の

字也けり。(116)

官職の、卑きには、行の字をかく。官職の高きには、守の字をば、かくなりとぞ。

近代は。相当いはず。京官を。上に書とも。しるし置なり。(117)

京官とは、在官するをいふ。諸国の官に対していふなり。近代は、官位の高下の、相当を論ぜず、とかく京官を、先にかくなり。たとへば、従五位下行中宮大進兼近江守 大進は、六位の官なり。大國の守は、従五位上の官なり。相当によらず、外国を以て下とす。

位署がきも。時宜にしたがふ。ことなれば。斟酌するは。故実也けり。(118)

位署がきも、時により、事によりて、かはるものなれば、一がいに心得ては、故実にたがふこと有べし。よくく旧章を習ふべし。

### 散位字之和歌 五首

散位の字。四位や五位なる。無官人。これを用ゆと。かねて知べし。(119)

散位といふ字を、我位置に、書加ふることあり。これは四位にて  
も、五位にてもあれ、位ばかりにて、官なき人の、書ことなり。

受領人。あまたの官を。経てのち。受領を書て。散  
位用ひず。  
(120)

諸国の。国司に任じて、受領を経たる人は、数官を経て、これを  
去といへども、猶もと経たる所の、国の守を用ひ、散位の字を用  
ひず。

公文をも。いまだとげざる。受領には。散位の字をば。  
用ひざる也。  
(121)

いまだ、公儀の、御算用合の、公文の埒を、明ざるうちの国司に  
は、散位といふ事を、書さる也。公文を勤がへ終てのち、散位の  
字を用べし。

公文をも。遂終りたる。前司こそ。散位の字をば。用  
ゆ也けり。  
(122)

公文を勤がへ、終りたるには、何国の前司と書て、散位の字をも  
書なり。

文章生。外国は六位。なりけれど。任官すぎて。散位  
をぞかく。  
(123)

文章生は、学者のなる官なり。令には二十人とあり。文章生の内

より、二人文章博士に任ず。年限或は四ケ年、或は五六年なり。  
文章生は、六位なれども、外国の司に任じて、後には散位の字を、  
用ゆるなり。

### 撰関散位字之歌 二首

撰政と、関白との、散位の字を、用ひ給ふうたなり。

和歌の宴。京極前の。関白や。散位従一位。書とこそ  
きけ。  
(124)

堀河院の御時の、和歌の宴なり。この宴に、京極前関白散位従一  
位と、しるされたるとなり。

近頃の。後光明照。院殿は。前の関白。散位とぞかく。  
(125)

後醍醐院の御時の、関白なり。後光明照院殿。前関白散位と、し  
るされたるとなり。

### 必官在位上之歌 五首

撰政や。関白参議。別当は。位の上に。かくとしるせ  
り。  
(126)

摂政は、常にはなき職なり。女帝、或は幼帝の御時、ある職なり。関白は、常にある職なり。参議は、太政官の役人なり。別当は、檢非違使の別当なり。右摂政と、関白と、参議と、別当とは、余のけん官、何ほどありとも、一番に、先上にかくべきなり。摂政太政大臣従一位 関白これに同じ。

内舎人や。修理宮城使。判官も。次官も位の。上にかくなり。(127)

内舎人九十人あり。姓内とよぶ。たとへば、源内、平内、藤内など、いふがごとし。

○修理宮城使は、左右あり。令外の官なり。

施薬院使。造寺長官。判官や。次官も位の。上にかくなり。(128)

施薬院使は、病人を、養ふ所なり。

○造寺使は、令外の官なり。東大寺、興福寺、建立の時、つかさどる役なり。

蔵人の。頭また五位の。蔵人も。位の上に。官をかくなり。(129)

蔵人の頭は、二人あり。弁方に一人あり。これを頭弁といふ。近衛司方に、一人あり。これを頭中将といふ。五位の蔵人は、三人あり。蔵人は、天子近習の職なり。ゆへに五位といへども、禁色を着するなり。右蔵人の頭弁も、五位の蔵人も、官の上に、さゝ

げて書べきものなり。

鎮守府の。將軍外国。前司にも。公文ならねば。位の上にかく。(130)

陸奥国、膽沢軍に、鎮守府といふ役所あり。此役所の役人

將軍 一人従五位下 副將軍 二人 軍監 正七位下

軍曹 従八位上 兼仗 二人 かくのごとし。

○外国の前司とは、諸国の前の守と、いふことなり。

○公文ならねばとは。公文の算勘、いまだ遂ざるをいふ。未公文の、諸国の前司をも、上に書べしとなり。

### 僧官位之歌 十二首

桓武朝。延暦十七。重陽の日。僧位俗位の。相当をとく。(131)

僧の位は。五つぞ入位。住位また。満位法師位。大法師位ぞ。(132)

無位の僧。八位に当る。入位僧。七位に当る。住位六位ぞ。(133)

満位僧。五位に当れば。法師位は。四位に大法。師位は三位ぞ。  
(134)

人皇五十代、桓武天皇の御宇、延暦十七年、九月九日に、僧の官位を、俗の官位に配して、定められしなり。僧綱課に称く、僧位に五階あり。無位の僧は、八位に当る。さて入位の僧は七位に当る。住位の僧は、六位に当る。満位の僧は、五位に当る。法師位の僧は、四位に当る。大法師位の僧は、三位にあたるとなり。

僧正や。大僧正や。正僧正。権僧正も。ありとこそきけ。  
(135)

僧都にも。大正権や。少権にて。律師にも又。正権もあり。  
(136)

僧正や。僧都律師に。法印や。法眼法橋。僧綱といふ。  
(137)

僧正 大正権 ○僧尼統領の官職なり。赤衣を着し、職参議に准ずるなり。

僧都 大正権少権 ○官なり。四位の殿上人に准じて、禄を給はるなり。

律師 正権 ○官なり。五位の殿上人に准じて、禄を給はるなり。

法印 位なり。法印大和尚位といふて、僧正の官の相当なり。

法眼 位なり。法眼和尚位といふて、僧都の官の相当なり。

法橋 位なり。法橋上人位といふて、律師の位なり。之を僧綱といふ。僧綱所に、集りて、僧徒の政を執行ひ、僧尼一切の事を掌る也。

已講より。内供にまた。阿闍梨まで。有職とこそは。いふべかりけれ。  
(138)

已講 探題ともいふ。論議の時、題を出す人なり。

内供 内供奉なり。読師となる役也。

阿闍梨 職なり。之を有職と謂。うしきとよむべし。右の三職を、すべていふなり。

上座より。寺主や都維那の。みつながら。三綱とこそ。いふべかりけれ。  
(139)

上座 寺主 都維那 之を三綱といふ。

寺務検校。別当座主も。寺により。位は同じ。からぬなりけり。  
(140)

寺務 一寺の統領なり。

検校 一山の主をいふ。

別当 一寺の棟梁なり。

座主 一寺の主をいふ。

長者長吏。執行やまたは。勾当も。寺によりつゝ。位

不同ぞ。

(141)

長者 これも統領の義なり。

長吏 住寺の名目也。

執行 僧の職也。

勾当 僧中を勘る職なり。

専当や。堅者注記も。寺により。位は同じ。からぬなりけり。(142)

専当 ふれながしをする役なり。

堅者 沙弥戒を歴るの後、これに任ず。

注記等依寺不同 この七字、職原抄の文なり。僧官の注記、寺

くにて、品々かはるといふ事なり。

○一説に、注記は右筆の、役なりといふ。

### 又五首

清和の朝。貞観六の二月や。十六日に。僧位さだまる。(143)

法印の。大和尚位は。僧正の。位なりとぞ。さだめをかる。(144)

法眼の。和尚位もまた。僧都位に。同じものぞと。定をかる。(145)

法橋の。上人位をも。律師位に。同じものぞと。定をかる。(146)

醍醐朝。銭を給はる。僧位こそ。僧都は四位に。律師五位なれ。(147)

清和天皇の、貞観六年、二月一六日の、太政官府にはく、法印

大和尚位を、僧正たる人の相当の位となし、

○法眼和尚位を、僧都たる人の相当の位とし、

○法橋上人位を、律師たる人の、相当の位となすべし。

○醍醐天皇の、延喜の比、僧綱に、銭を給ふとき、僧都は、四位

に准じ、律師は五位に准じて、銭を給はりしとなり。

### 後宇多朝八首

法印や。法務僧都の。位をば。四位の殿上。人に准ずる。(148)

法眼や。律師は五位に。凡僧は。六位なりとぞ。定をきける。(149)

諸寺三綱。八幡の社官。僧綱の。位は地下の。五位の諸大夫。(150)

法印も、法務も、僧都も、四位の殿上人に、准じて、禄を給はるなり。

○法眼と、律師とは、殿上の五位に、准ずる也。凡僧は、六位に准ずるとなり。

○諸寺の三綱に、補する僧たちや、八幡の社官の、僧綱等は、地下の五位の諸大夫に准ずるとなり。

法印の。大和尚位は。僧正に。法眼和尚位。僧都大少。

(151)

法橋上。人位は律師。伝燈大。法師位威儀師。または凡僧。(152)

伝燈法。師位は従儀師。伝燈の。満位は修行。誦持位也けり。(153)

伝燈の。住位は六位。伝燈の。入位は七位。なりとこそきけ。(154)

法印大和尚位 僧正に相当す。

法眼和尚位 大僧都、少僧都に、相当す。

法橋上人位 律師に相当す。

伝燈大法師位 威儀師または凡僧に相当す。

伝燈法師位 従儀師の位也。

伝燈満位 修行位、誦持位の、くらゐ也。

伝燈住位 六位に准ずるなり。

伝燈入位 七位に准ずるなり。

弘安の。礼節または。職原の。僧の官位は。是をさだむる。(155)

弘安礼節といふ書籍、また職原抄の、追加などにのする、僧の官位、かくのごとし也。

#### 後醍醐朝四首

大僧正。大納言位に。正僧正。宰相または。中納言位ぞ。(156)

権僧正。中将位また。宰相位。法印は只。少将ぞかし。(157)

法眼は。侍従法橋。諸大夫に。平僧六位。平の侍。(158)

大僧正 大納言の位に准ず。

正僧正 宰相、または中納言の位に准ず。

権僧正 中将の位または宰相の位に准ず。

法印 少将の位に准ず。

法眼 侍従に准ず。

法橋 諸大夫に准ず。

平僧 六位の侍に准じて、禄を給るなり。

後醍醐の。帝建武の。年中に。定をかれて。今に用ゆる。  
(159)

人皇九十五代、後醍醐院の御時、建武年中に、右の通、さだめをかるゝとなり。

以上二十九首

諸国大上中下之歌 五首

肥後播磨。大和河内に。伊勢近江。越前等は。大国ぞかし。  
(160)

大国は。上総下総。上野や。武蔵常陸に。奥州ぞかし。

(161)

日本の国の中に、大国、上国、中国、下国の分れありて、役人も、

夫々に、位のかはりあり。

大国とは、大和 河内 伊勢 武蔵 上総 下総 常陸 近江

上野 陸奥 越前 播磨 肥後 此十三ヶ国を大国といふなり。

り。

守 権守あり。従五位下 介 権介あり。正六位下

掾 大権 正七位下 少権 従七位上

目 大 従八位上 少 従八位下 これみな、大国の役人なり。

此大国の内に、三太守あり。

上総太守 常陸太守 上野太守 此三太守の、相当正四位下なり。

三太守は親王を、国守に任じて置事ゝなり。故に介を以て守とす。

大薩日。長門石見に。土佐丹後。若狭能登佐渡。安房は中国。  
(162)

中国は、安房 若狭 能登 佐渡 丹後 石見 長門 土佐

日向 大隅 薩摩 此十一ヶ国を、中国といふ。此役人は

守 正六位上 介 官位令には介なし。掾 正八位上

目 大初位下

壹岐対馬。隠岐や淡路に。和泉伊賀。志摩飛騨伊豆は。下国なりけり。  
(163)

下国は、和泉 伊賀 志摩 伊豆 飛騨 隠岐 淡路 壹岐

対馬 此九ヶ国を、下国といふ。守 従六位下 掾 令外

目 少初位上

此外に。あらゆる国は。をしなへて。みな上国と。知  
べかりける。(164)

上国は、山城 摂津 尾張 参河 遠江 駿河 甲斐 相模  
美濃 信濃 下野 出羽 加賀 越中 越後 但馬 因幡 伯耆  
出雲 美作 備前 備中 備後 安芸 周防 紀伊 阿波  
讃岐 伊予 筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 此三十五ヶ国を、  
上国といふなり。役人は、守 権守あり 従五位下 介 権介  
あり。従六位下 掾 権掾あり。従七位上 目 従八位下  
唐名は、守 刺使 使君 宰吏 牧宰 国宰 太守 介 長吏  
別駕 掾 司馬 目 主簿

官職を。知らねば事の。あらましを。ならはんための。  
口ずさみなり。(165)

人として。官位職掌の事を、あらましにても、知らざれば、面に  
牆して、立るにひとしければ、これを口ずさみて、ならひ学ぶべ  
しとぞ。

和歌職原捷徑 下 終

京都 久川鞞負解

天明二年癸卯秋七月吉旦

書林

江戸 須原屋茂兵衛  
大坂 大野木市兵衛  
京都 浅野弥兵衛  
風月荘左衛門  
近江屋治郎吉

行 梓

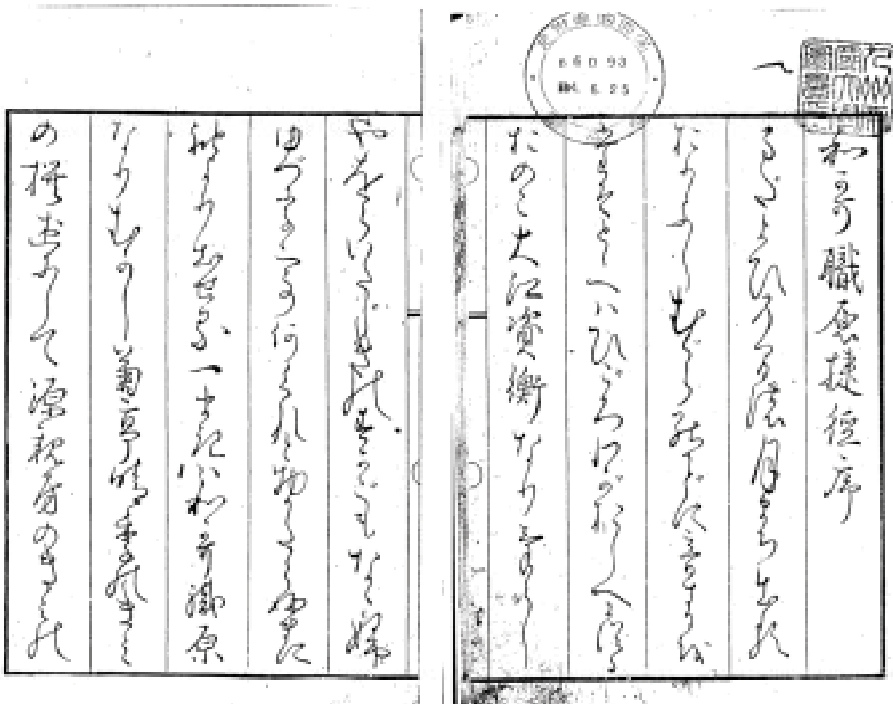


後記

○ 本誌四一・四二号において、『和歌職原抄』（吉田定俊、貞享四年刊）を紹介し、翻字を掲載した。その後、それに補訂を施し、本年（平成一九年）一月に、『和歌職原抄 付 版本職原抄』（平凡社・東洋文庫）として、江戸初期刊の無刊記版本『職原抄』の翻字と併せ刊行した。その解説において触れておいたが、菊亭晴季の「和歌職原」には、その後天明三年にも、新たな注釈が著された。大江資衡なる者の手になる『和歌職原捷徑』である。

○ 今回、先の『和歌職原抄』を補完すべく、九州大学附属図書館蔵『和歌職原捷徑』の翻字を掲載し、大方の参考に供することとする。

本書は先の『和歌職原抄』と同様、「和歌職原」に簡略な注を施した書であるが、貞享の『和歌職原抄』よりも簡潔な注である。巻頭に「龍のきみえ（龍公美）」なる人物の「和歌職原捷徑序」を冠する。この「龍のきみえ」は、中野三敏先生の教示によれば、彦根藩儒で明和、安永、天明期に名声を恣にした龍草廬、本書の著者大江資衡はその門弟で、本名福田晋卿、玄圃と号した儒者、詩人である。またその序の流麗な書体は、龍草廬が明和末年に創始した「竹葉体」と称する書体であるという。



『国書総目録』の「和歌職原鈔」（貞享四年刊）の項には、  
卷一—三は和歌職原捷徑に同じ

という注記があり、同じく「和歌職原捷徑」の項には、

なお和歌職原鈔の内

という注記がある。この二つの注記は、貞享四年に『和歌職原鈔』の名の下に上梓された八卷（前半三巻が「和歌職原鈔」、後半五巻は「和歌職原鈔追加」と題して『江家次第』の部分的な読み下しと、その挿絵からなる）の前半三巻と、天明三年刊の『和歌職原捷徑』は、同一書たることを言うものと読める。

しかしながら、本文を一見すれば明らかなように、貞享四年刊の『和歌職原鈔』と天明三年刊の『和歌職原捷徑』はまったく別の著作である。したがって、その注記は『国書総目録』編者の粗忽と言えは言えない。

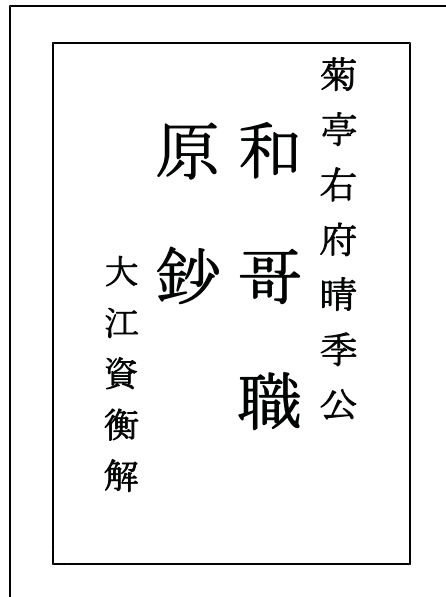
○

しかし、『和歌職原捷徑』の出版には、じつは上記『国書総目録』の注記のような混同、誤解を招きかねない要因があった。それは、『和歌職原捷徑』は、刊行当初、『和歌職原鈔』として上梓されていたと推測されるからである。すなわち『捷徑』と同じ版が『和歌職原鈔』として刊行されたということである。

その実物は、佐賀県立図書館鍋島文庫蔵の天明三年刊『和歌職原鈔』二巻一冊である。

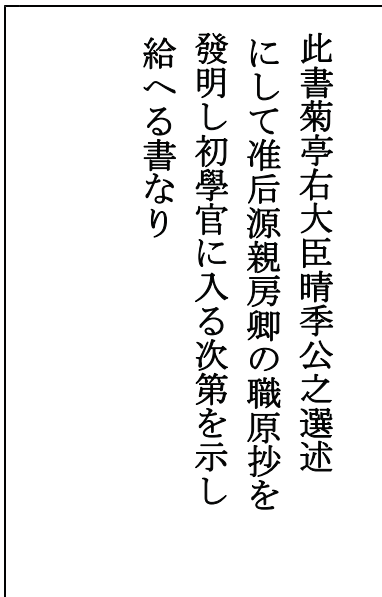
本文内容、丁数の一致はいうまでもなく、『捷徑』と同じ版木を使用したことが、数カ所見出される胸郭欠損の一致によって裏付けられる。しかしながら、鍋島文庫本には『捷徑』巻頭の龍草廬の「和歌職原捷

徑序」が見られず、その代わりに、「和歌職原鈔」と大書した、左のような扉を置く。



扉表

（鍋島文庫本）



扉裏（同）

○ 扉に続いて目次が位置し、以下は『捷徑』と同版ではあるものの、目次の見出し「和歌職原捷徑目録」の「捷徑目録」は、鍋島文庫本では「和歌職原鈔目録」に作る。同様の異同は『捷徑』目次末尾の「和歌職原捷徑目録終」を「和歌職原鈔目録終」に、また上下巻それぞれの一丁表の内題「和歌職原捷徑上(下)」をそれぞれ「和歌職原鈔上(下)」に作る点にも見出される。

○ そして、子細に見比べれば、上記『捷徑』における「捷徑目録」、「捷徑目録終」、「捷徑上(下)」それぞれは、文字の間隔、字体において微妙な不整合を示しており、その部分が埋木による改訂であることが窺われる。それに加えて目に付く違いは、『捷徑』が本文各丁の柱に「職原捷徑」と記すその柱刻が、鍋島文庫本にはないという点である。これも『捷徑』出版時点での補刻であろう。

○ 要約すれば、『捷徑』の初刊は、大江資衡の著作ではありながら、すでに貞享版のある『和歌職原鈔』という紛らわしい書名で出版された。そしてその後、著者資衡の師龍草廬の序を戴き、『和歌職原捷徑』と改題、補刻して刊行された書である、と考えられる。『鈔』、『捷徑』ともに刊記は天明三年であるが、『捷徑』の刊行は『鈔』に後れるものであった可能性が高い。刊記に版元として名を連ねる三都五書肆のうち、『鈔』(鍋島文庫本) 末尾の京都の「成田久左衛門」が、『捷徑』では「近江屋治郎吉」に替わっていることも、その推測を裏付けるであろう。また書肆名の入れ替え箇所にも当然のことながら埋木の形跡を窺うことが出来る。

付記 ・ 翻字に際しては、振り仮名は先の『和歌職原鈔』の翻字に譲って、本稿ではおおむね省略した。

・ 文中にも記したとおり、本書の著者大江資衡および序文作者の龍草廬については、中野三敏先生の教示を仰いだ。なお、龍草廬の伝については中野先生の『近世狂者傳』(中央公論新社刊)第五「草廬昼錦」参照。

(いまにし ゆういちろう・本学教授)